

私道補修基準

(目的)

第1条 この基準は、一般の通行に供している私道の補修を行なうことについて必要な事項を定めることを目的とする。

(補修対象)

第2条 土地所有者が、私道補修申請書（様式第1号）により届け出のあるほか、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 私道路の起点・終点が、国道・県道・市道・法定外道路（以下「公道」という。）のいずれかに接続する通り抜け道路であること。
- (2) 公道に接続している私道が袋路地状の場合は、当該私道に面して所有権の異なる家屋が3軒以上あること。

(補修内容)

第3条 私道補修の内容とは、碎石敷き均し補修を行なうものとする。

付則

この基準は、平成15年6月1日から施行する。